

## 木津川市公告

一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告します。

令和3年6月15日

木津川市長 河井 規子

### 記

#### 1 入札に付する事項

- (1) 事業名 基幹業務支援システム機器等賃貸借事業
- (2) 事業番号 3-学企-25
- (3) 事業場所 木津川市の指定する場所
- (4) 納入期限 令和3年10月31日(予定)
- (5) 賃貸借期間 令和3年11月1日から令和8年10月31日まで(予定)

#### 2 事業内容

- (1) 事業の概要  
基幹業務支援システム機器等の賃借(リース契約)

- (2) 賃借に係る物品の特質等  
別紙「物件明細」で指定した機器類

#### 3 予定価格 月額 979,000円(税抜き)

#### 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9

木津川市建設部指導検査課

電話番号(0774)75-1224

- (2) 入札説明書及び仕様書等の配布期間等

ア 配布期間 令和3年6月15日(火)から令和3年7月7日(水)まで

イ 入手方法

(i) 京都府木津川市ホームページのトップページ「事業者向け」>「入札・契約情報」からダウンロードすること。

(ii) 窓口配布を希望する場合は、事前に連絡の上、(1)の場所で受領すること。

ウ 費用 イの(i)の場合は無償、イの(ii)の場合は有償

## 5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (3) 木津川市暴力団排除条例(平成24年木津川市条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (4) 6で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期限の最終日から開札日までの期間において、木津川市又は京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (6) 木津川市の令和3年度物品及び役務の供給等に係る競争入札参加資格を有する者で、「物品の賃貸」又は「コンピュータ・関連機器」を希望している者であること。
- (7) 本公告に示す指定の調達物品及び数量を確実に納入し、本事業を誠実に履行することを確約できる者であること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(詳細は入札説明書参照。)

## 6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (1) 提出期限

令和3年7月7日(水) 午後5時まで(必着)

### (2) 提出方法

確認申請書及び資格確認資料は、下記の場所に郵送すること。(持参は不可。)

ただし、(1)の期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

郵送先 〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9

木津川市建設部指導検査課

(3) 資格確認資料の内容

資格確認資料として、5の(7)に係る確約書を作成し、提出すること。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(5) その他

確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし提出された書類は返却しない。

7 入札の手続等

(1) 入札書の提出期限・開札の日時等

ア 提出期限 令和3年7月29日(木)午後5時まで(必着)

イ 提出先 〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9  
木津川市建設部指導検査課

ウ 開札日時 令和3年7月30日(金)午前10時00分から

エ その他 開札の立会いは、別途通知する。

(2) 入札の方法

入札書及び事業費内訳書は、郵送(簡易書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。(持参は不可。)なお、提出の方法は、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、賃借に係る物品の月額リース金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は、切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は円止めとすること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 5に掲げる資格のない者の行った入札

イ 入札参加資格の確認を受けていない者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 入札書の提出期限に遅れて入札書を提出した者の行なった入札

オ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

カ 開札の日時において有効な事業費内訳書を提出しない者の行った入札

(5) 落札者の決定方法

税抜予定価格以下で最低の価格により入札した者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

8 入札保証金

免除する。

9 契約保証金

免除する。

10 契約手続

落札者は、落札決定通知書で指定した日までに契約書を作成すること。

11 その他

(1) 1から10までに定めるもののほか、木津川市契約事務規則の定めるところによる。

(2) 本契約は、長期継続契約である。令和4年度以降、当該事業の契約に係る予算が木津川市議会において減額又は削除された場合は、本市は、本契約を変更し又は解除することができる。また、本契約を解除したことにより損害が生じた場合は、その損害の補償を本市に請求することができる。

(3) 入札前の談合情報等により、入札が公平に行われないと認められるとき、又は、入札に参加を希望する者が1人の場合、又は、災害その他のやむをえない理由があるときは、入札の中止あるいは、期日を延期することがある。

(4) 本入札において、5の(8)に規定する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一者が入札をするまでにその者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。

(5) 落札者は、契約の履行にあたり労働関係法令等を遵守すること。

(6) 詳細は、入札説明書による。